

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

特定非営利活動法人

みんなでスクラム生活支援センター

1 事業の成果

居宅介護事業は安定した介護需要を基盤とし、事業収益は堅調に推移しており、事業収益全体としては前年並みに推移しました。作業所の仕事の依頼はコロナ渦前の水準に戻りつつあり、概ね一定の受注は確保してきているが、工賃原資は材料費等の価格高騰の影響を顕著に受けている部分もある。
農福連携として開始したスクラム農場では、みんな以前より手慣れた様子で、青空の下みんなが畑の土と触れ合いながら四季折々の野菜を育て収穫し、室内での表情とはまた違う笑顔見せています。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業員の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
支援法に基づく障害福祉サービス事業 (居宅介護) 定款5条第2項 支援法に基づく地域生活支援事業 (移動支援) 定款5条第4項 介護保険法に基づく居宅サービス事業 (訪問介護) 定款5条17項	知的・身体障害者の仲間に対して 家事援助・身体介護及び重度訪問介護事業及・移動支援を通じて生活全般の援助をおこなう事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 東区	77名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 74名	238,633
一般乗用旅客自動車運送事業 定款5条第11項	一般交通機関の利用の困難な、障害者等に、一般乗用自動車運送事業に基づき、介護用タクシーの運行を行う事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 を中心とする地域	3名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 17名	508
支援法に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業 定款第5条 第14及び15項	障害者の方が福祉サービス事業者及び様々な社会資源を利用して地域で自立して生活できるようにする為に、サービス等利用計画書の作成を通じて支援していく事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 東区	10名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 141名	4,588
支援法に基づく障害福祉サービス事業 (就労継続支援B型・生活介護) 定款5条第2項	生産活動、その他の活動の機会の提供のための事業と、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の援助を行う事業。	週5日 作業所暦通り	安佐北区	24名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 88名	151,858

※ 従業員の人数には事務職は含まれていません。

※ その他の事業に関しては、実施は規定していません。

※ 支援法とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の略

395,587

(千円)